

## 令和8年度独立行政法人酒類総合研究所調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人酒類総合研究所（以下「研究所」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和8年度独立行政法人酒類総合研究所調達等合理化計画を以下のとおり定める。

## 1. 調達の現状と要因の分析

## (1) 契約状況

研究所における令和7年度の契約状況は、表1のとおり、全体の契約件数45件、契約金額5.43億円である。このうち、競争性のある契約件数は44件（構成比97.8%）、契約金額は5.39億円（構成比99.3%）であり、競争性のない随意契約件数は1件（構成比2.2%）、契約金額は0.04億円（構成比0.7%）となっている。

なお、令和6年度と比較して、全体の契約件数及び金額が減少した要因は、令和7年4月に随意契約によることのできる限度額の基準の改正が行われ、入札案件となる対象基準が引き上げられたためである。競争性のある契約については、仕様内容の簡素化・明確化及び公告期間の十分な確保等の取組により、契約件数が増加している。

また、企画競争・公募について、前年度は「ブランディング動画の作成業務の委託」等の契約案件があったが、令和7年度は企画競争に見合う案件がなかったため該当なしとなっているほか、競争性のない随意契約の1件については、「上下水道の供給業務」であり、やむを得ないものであった。

おって、契約期間中に発生した原材料費等の上昇への対応として、受注者から請負契約の内容の変更について申出があった案件については、協議に応じ、変更契約を締結し対応している。

表1 令和7年度の研究所の調達全体像（単位：件、億円）

区分	令和6年度		令和7年度		比較増減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(91.3%) 42	(97.2%) 6.04	(97.8%) 44	(99.3%) 5.39	(4.8%) 2	(△10.7%) △0.65
企画競争 ・公募	(6.5%) 3	(2.1%) 0.13	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(皆減%) △3	(皆減%) △0.13
競争性のある 契約(小計)	(97.8%) 45	(99.3%) 6.17	(97.8%) 44	(99.3%) 5.39	(△2.2%) △1	(△12.6%) △0.78
競争性のない 随意契約	(2.2%) 1	(0.7%) 0.04	(2.2%) 1	(0.7%) 0.04	(0.0%) 0	(△11.0%) 0
合計	(100%) 46	(100%) 6.21	(100%) 45	(100%) 5.43	(△2.2%) △1	(△12.6%) △0.78

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増減の( )書きは、令和7年度の対令和6年度伸率である。

(2) 一者応札等

研究所における令和7年度の一者応札・応募の状況は、表2のとおり、契約件数34件（構成比77.3%）であり、令和6年度の29件（構成比64.4%）から増加している。

令和7年度の一者応札・応募の調達を類型別に見ると、一者応札件数34件の内、研究業務の委託及び研究用機器の購入（以下「研究業務等契約」という。）件数は28件（構成比82.4%）と大半を占めており、研究業務等契約は、令和6年度よりも6件増加している。

なお、研究業務等契約については、その仕様が各研究業務に応じた特殊なものとなる場合が多く、対応できる業者が必然的に絞られるため、一者応札・応募になりやすい傾向にあることから、前年度に引き続き、仕様書内容の簡素化・明確化及び公告期間の十分な確保等の取組を行った。

表2 令和7年度の研究所の一者応札・応募状況（単位：件、億円）

		令和6年度	令和7年度	比較増減
2者以上	件数	16 (35.6%)	10 (22.7%)	△6 (△37.5%)
	金額	4.12 (66.8%)	1.15 (21.4%)	△2.97 (△72.0%)
1者以下	件数	29 (64.4%)	34 (77.3%)	5 (17.2%)
	金額	2.05 (33.2%)	4.24 (78.6%)	2.19 (107.1%)
合計	件数	45 (100%)	44 (100%)	△1 (△2.2%)
	金額	6.17 (100%)	5.39 (100%)	△0.78 (△12.6%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注3) 比較増減の（ ）書きは、令和7年度の対令和6年度伸率である。

(参考) 令和7年度の研究所の一者応札・応募状況（類型別）（単位：件、億円）

		令和6年度	令和7年度	比較増減
研究業務等契約	件数	22 (75.9%)	28 (82.4%)	6 (27.3%)
	金額	0.89 (43.4%)	3.60 (84.9%)	2.71 (304.6%)
上記以外	件数	7 (24.1%)	6 (17.6%)	△1 (△14.3%)
	金額	1.16 (56.6%)	0.64 (15.1%)	△0.52 (△44.6%)
合計	件数	29 (100%)	34 (100%)	5 (17.2%)
	金額	2.05 (100%)	4.24 (100%)	2.19 (107.1%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増減の（ ）書きは、令和7年度の対令和6年度伸率である。

(3) 共同調達

研究所における令和7年度の共同調達の実施状況は、契約件数7件、契約金額0.15億円となっている。

なお、共同調達の関係先と仕様内容の見直し等協議を重ねているが、共同調達を増やすことのできる案件はなかった。

## 2. 重点的に取り組む分野

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、汎用的な物品・役務に関する共同調達及び総合評価落札方式等の実施について積極的に検討し、事務処理の効率化及び調達の質の向上に努めることとする。

### (1) 汎用的な物品・役務に関する調達

汎用的な物品・役務に関する調達について、平成25年12月24日付閣議決定「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を踏まえ、調達コスト低減等の観点から、令和8年度においても次の取組を徹底し、経費節減に努める。

なお、共同調達の実施品目については、7件以上とする。

また、中小企業者の受注の機会の増大を図るため、共同調達を行う際に、経済合理性に留意しつつ、適切な品目分類、適切な配送エリア等の設定に努める。

現在、複数年契約を締結している案件も含めて、複数年にわたる調達が経済的または効率的と判断されるものについては、複数年の契約を活用することで、調達金額の節減及び調達事務手続の効率化を図る。

### (2) 総合評価落札方式等の実施

限られた予算の中で質の高い調達を行うため、中小企業者の受注の確保等に留意しつつ、総合評価落札方式や企画競争などの企画提案型競争入札について可能な限り実施することとし、令和8年度は1件以上実施することを目標とする。

### (3) 価格転嫁・取引適正化の取組

価格転嫁の円滑化及び取引の適正化を実現するために、労務費や原材料費等の上昇分が適切に契約金額に反映されるよう、受注者との協議の機会の確保や低入札価格調査制度の導入など、発注前から契約期間中の各段階において必要な措置を実施する。

### (4) PFI事業の活用

現状、活用の対象となるような事業はないが、発生した場合には「PPP/PFI推進アクションプラン」に定められた重点分野に該当するものその他事業の実施を民間事業者に行わせることが有効なものについて、PFI事業の活用について優先的に検討し、実施する。

## 3. 調達に関するガバナンスの徹底

### (1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に研究所内に設置された契約審査委員会（委員長は契約責任者）に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

なお、必要性かつ緊急度が高く、ただちに随意契約を行わなければならない場合等やむを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

### (2) 不祥事事件の未然防止に関する研修の実施

不祥事事件を未然に防止するため、引き続き研究所職員（非常勤職員含む）を対象とした研修を実施し、「会計検査院決算検査報告」や新聞等で明らかになった不祥事事例を紹介することにより、調達における規程等の遵守の重要性について理解を深めることとする。

また、研修の実施に当たっては、受講者に理解度チェック兼アンケートを実施して研修効果を定量的に測定し、その結果を次回の研修に反映させることで研修内容の充実を図り、研修効果の向上に努めることとする。

#### 4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。

また、主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

#### 5. 推進体制

##### (1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事を総括責任者とする調達等合理化検討会等により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者      理事

副総括責任者      総務課長

メンバー      業務統括部門長、課長補佐、会計係長

##### (2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際に点検を行うとともに、これに関連して個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

#### 6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、研究所のホームページにて公表するものとする。